



実演家著作隣接権センター

[クプラニュースレビュー]

# CPRA news *Review*



**芸団協CPRA新体制発足**

**韓国FKMPにおける取組について**

オンデマンド配信における集中管理を中心に

**EUにおけるAI法について**

Vol. **7**  
2024 WINTER

## 新期を迎えてのご挨拶



権利者団体会議 議長  
一般社団法人日本音楽事業者協会 会長  
瀧藤雅朝

平素より実演家著作隣接権センター（CPRA）の取組にご理解、ご協力を賜り心から御礼申し上げます。

長らく暗雲低迷が続いていたライブ・エンタテインメントの復調も目覚しく、2023年はコロナ禍前を上回る市場規模となりました。また、ここ数年のデジタル技術の進化や生活様式の変化もあって、アーティスト活動も多様化し、音楽の楽しみ方はますます広がっています。

一方で、生成AIに代表されるような新たな課題も出てきており、アーティスト活動において権利が侵害されたり、著しく不利益を被ることがないよう、国際的にも様々な取組が進められています。日本でも、生成AIと著作権との関係については、文化庁文化審議会著作権分科会法制度小委員会においても議論され、パブリックコメントに際しては、芸団協CPRAからも意見を提出しました。しかし、本年3月に公表された『AIと著作権に関する考え方について』は、生成AIと著作隣接権との関係については触れられておらず、議論を継続していくことが必要であるとしています。また、『知的財産推進計画2024』では、著作隣接権の保護対象とならない、タレントやアーティストの肖像や容姿、声などの利用については、不正競争防止法その他の関連する法律との関係を整理するとしています。生成AIをめぐる技術は著しく発展し、文章や画像、音楽の分野から映像の分野にまで広がりがつつあります。諸外国の動向にも注視しながら、適切な措置が講じられるようCPRAからも積極的に働きか

けていきたいと思えます。

また、レコード演奏・伝達権の確立やパリュウギャップ問題の解消、アーティスト活動にとって重要な権利である肖像権やパブリシティ権の立法化など、従来からの課題も依然として残されたままです。この5年の間にも、インターネット広告費が、新聞、雑誌、ラジオ、テレビのマスコミ4媒体広告費を上回るなど、エンタテインメント産業を取り巻く環境は、日々変化しています。こうした変化の中で、アーティスト活動の下支えとなる著作隣接権による保護、そして公正な利用と対価還元を実現するための仕組みづくりは、関係団体とも協力しながら推し進めていかなくてはなりません。

実演家の権利処理の集中管理団体であるCPRAは、「実演家」と「事業者」によって運営されるという世界的にも類を見ないユニークな体制を取っています。昨年、設立30周年という節目を迎えましたが、ここまで歩みを進めることができたのも、業界団体・関係者皆様の情熱とご協力があったからこそ、あらためて感謝の念を抱いております。これからも権利者4団体と芸団協とが協力し、円滑なセンター運営と、諸課題への取組や普及啓発に努めてまいります。権利者団体会議議長として、引き続き真摯に取り組んでまいりますので、今後も皆様からのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### 【権利者団体会議委員】

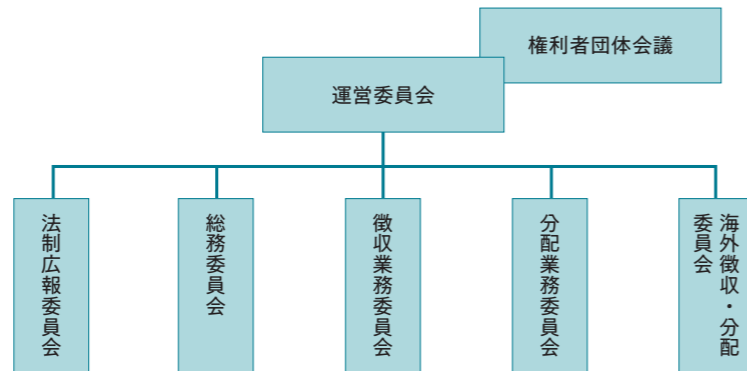
議長：瀧藤雅朝  
委員：野村達矢  
倉田信雄  
小野伸一

### 【運営委員】

運営委員長：中井秀範  
運営副委員長：金井文幸  
運営副委員長：土屋 学  
運営委員：相澤正久  
運営委員：池田正義  
運営委員：板垣一誠  
運営委員：倉田信雄  
運営委員：才丸芳隆  
運営委員：高村 宏  
運営委員：千村良二  
運営委員：永田恵介  
運営委員：中道秀夫  
運営委員：丸山ひでみ

### 実演家著作隣接権センター（CPRA）組織図

[2024年10月末現在]



## 権利者団体会議委員からのご挨拶



一般社団法人 日本音楽制作者連盟  
理事長

### 野村達矢

CPRA設立から30年が過ぎ、音楽産業を取り巻く環境も大きく変化しました。音楽ユーザーの視聴スタイルもストリーミング主体へ移行し、プロモーション展開もデジタルツールをフル活用するようになって、国内作品発表と同時に海外でも聴かれる環境が整いました。かつては海外公演を行うに際し、各地のリスナー認知度調査や事前プロモーション活動に大きな負荷がかかっていましたが、今日ではそれぞれのアーティスト・楽曲がどの国、どの地域でどれくらい聴かれているのか、支持を集めているのかを常時確認できます。そのため、多くのアーティストにとって海外公演は身近なものになりました。さらに、自分たちが意識していなかった国から、SNSでのバズが引き金になって、イベントに招聘されるような事例も出てきています。昨年だけでも、ポピュラー系のアーティスト225組、約900公演が海外で実施されています。このような海外進出を下支えするためにも、法整備が不可欠なのですが、残念ながら我が国ではレコード演奏・伝達権が、実演家やレコード製作者に付与されておらず、諸外国で日本の楽曲が使用されても使用料の分配を受けることができていません。引き続きCPRAでは、このレコード演奏・伝達権の整備に向けて活動していかなければと考えています。



一般社団法人 MPN  
理事長

### 倉田信雄

去る8月にMPN理事長を拝命し、同時に権利者団体会議委員にも就任する運びとなり、身の引き締まる想いです。30年前のCPRA創設時には、経験不足の若輩ながら、芸団協の委員として（当時の所属団体はSMC=スタジオ・ミュージシャンズ・クラブ）、音事協、音制連の諸先輩方に必死についてゆく日々を過ごしておりましたが、ごく個人的な事情で活動が難しくなり、後をギタリスト椎名和夫、ピアニスト中西康晴の両氏に託しました。彼らはその後、著作隣接権使用料等の個人分配実現により特化したPIT=パブリック・イン・サード会を立ち上げ、さらには周囲の演奏家団体を束ねてのMPN=ミュージック・ピープルズ・ネストを立ち上げるに至り、特に椎名氏は音楽活動を休止してまで、MPNを今日の姿にまで育て上げ、CPRAを支え、30年前から思えば夢のような個人分配実績を実現するに至りました。彼の偉大な業績を引き継ぐのは荷の重いことですが、現在は、生成AI問題や音楽ビジネスモデルの劇的な転換など、実演家の権利や芸術文化を守るために、一層の対応が必要な時です。微力ながら、全力でお手伝いさせていただきます。よろしくお願いいたします。



一般社団法人 映像実演権利者合同機構  
代表理事

### 小野伸一

前回この場でご挨拶申し上げてから、あっという間に2年が経ち、その間も、我々の社会や実演家をめぐる状況には、多くの変化が見られました。世界情勢は依然として不安定な状況にありますが、一方で、新型コロナウイルス感染症の影響は徐々に和らいでまいりました。「CPRA news Review」をご覧の皆さまには言うまでもないことと存じますが、文化芸術活動が再び活性化中、デジタル技術等の進展に伴い、実演家の権利に関する課題も複雑化してきております。特に、AIによる生成技術の進化はめざましく（本原稿の草案も生成AIが作成しました）、我々に新たな課題をもたらし、コロナ禍に加速したストリーミングサービス等のさらなる普及は、実演家の権利の管理および収益分配の仕組みに新たな議論を呼び起こしています。このような背景の中、芸団協CPRAは権利者の声を尊重しつつ、透明性のある運営を心がけ、そして、実演家の権利を守るため、絶え間ない努力を続けてまいりました。新期も、実演家の権利の確保と健全な管理が実演家の活動を支える基盤であるとの認識を強く持ち、文化芸術の持続可能な発展に貢献すべく、引き続き尽力してまいります。関係各位におかれましては、変わらぬご協力を賜りますようお願い申し上げます。



# 各委員会を中心とした 芸団協CPRAの取組について

9月18日に開催された権利者団体会議において、令和6・7（2024・2025）年度の実演家著作隣接権センター委員（CPRA運営委員）が選出された。これを受けて、10月4日に開催された運営委員会では、委員長及び副委員長が選出され、5つの諮問委員会の設置及び担当運営委員を決定した。芸団協CPRA運営委員会の新体制に当たって、新たに選任された中井秀範運営委員長のほか、各諮問委員会の担当運営委員からコメントを頂いた。

## CPRA新体制にあたって



芸団協CPRA運営委員長  
中井秀範

2015（平成27）年9月の運営委員会において、運営副委員長に選出されて以来、私とCPRAとのかかわりも10年目を迎えようとしています。この10年の間、音楽は、フィジカルの音楽CDから、サブスクリプション型のストリーミングサービスで聴くことが当たり前になりました。また、地上波の放送番組も、同時・見逃し配信やオンデマンドストリーミングで視聴できるようになり、劇場用映画や放送番組以外にも、大手動画配信プラットフォームにおいて優れた作品が公開されるようになりました。

この度、CPRAは新たな期を迎え、運営委員長に選出されました。前任の崎元譲さんは、2001（平成13）年7月から20年以上の長きに亘り運営委員長を務められました。昨年10月にCPRAは設立30周年を迎えましたので、崎元さんにはそのほとんどの期間、運営委員長を務めていただいたこととなります。改めて、ご尽力いただいたことに感謝申し上げます。

運営副委員長には、金井文幸運営委員および土屋学運営委員が選出されました。委員会体制も、「総務委員会」、「法制広報委員会」、「徴収業務委員会」、「分配業務委員会」および「海外徴収・分配委員会」の5つの委員会に整理統合し、より迅速な議論が進められる体制となりま

した。各委員会に参加する委員が、実演家やプロダクションなどの実演権利者全体にとって何が必要であるかを捉え、国内外の実演をめぐる現状や課題について、しっかりと勉強し、前向きな議論を進めて欲しいと思います。

ここ数年だけを見ても、メタバースやブロックチェーン、そして生成AIなど実演をめぐる環境は著しく変化しています。この先の5年、10年を見据えると、これまで以上に大きな変化がもたらされるかもしれません。しかしながら、ゼロからイチを生み出すクリエイターが報われなければならないことには変わりありません。実演家の権利をめぐる、インターネットにおける実演利用からの対価還元を目指した集中管理範囲の拡大や、「レコード演奏・伝達権」の創設など、引き続き取り組まなければならない課題はたくさんあります。

新たな委員長として、粉骨砕身して取り組んでいきたいです。関係各位におかれましては、引き続きご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



運営委員会の様子（中井運営委員長、土屋運営副委員長、金井運営副委員長）

## 法制広報について



運営委員  
丸山ひでみ

コロナ禍を経たコンテンツ視聴のデジタルシフト、さらには生成AIの登場により、実演をとりまく環境は劇的に変化しています。

そのような変化の中にあるからこそ、著作隣接権による実演の保護と公正な利用を実現する仕組みづくりにより、クリエイターへの適切な対価還元を促進していくことが、非常に重要になっていると言えるのではないでしょうか。

このようなビジョンのもとで、実演にかかわる著作隣接権の集中管理団体として、使用料等の徴収、分配を適切に実施していくことはもちろん、集中管理範囲の拡大を含む実演家の権利の拡充を図っていくことが、芸団協CPRAの果たすべき重要な責務です。しっかりと調査研究や社会からの理解を得るための広報活動などにも取り組む必要があります。

この責務を果たすために、法制広報委員会として、国内外の動向等についての調査研究を行いつつ、文化庁をはじめとする政府関係者に対して働きかけるとともに、ウェブサイトやSNSなどを活用した積極的な情報発信を行い、「法制」と「広報」を両輪とした、実演家の権利拡充に向けた活動を展開すべく、頑張っていきたいと思っております。

## 総務について



運営委員  
高村宏

この度の新体制発足にあたり、CPRAを取り巻く昨今の状況や課題に効率的に対応すべく、従来あった7つの諮問委員会を5つにする再編を行いました。

今後更なる成長が求められる「海外徴収・分配」と、

実演家の権利拡大や地位向上の原動力となる「法制広報」、そして、CPRA運営の基盤整備を担う「総務」の各委員会を引き続き配置するとともに、要である国内の「徴収業務」と「分配業務」をそれぞれ1つの委員会に集中させ、機能強化を図っています。

今期も、CPRAに課せられた社会的使命と責任を果たすべく、専門的な知見の更なる集積と後進の育成を遂行し、適正な組織運営を支える体制づくりを進めてまいります。

## 徴収業務について



運営委員  
金井文幸

2023年度の国内レコード実演の徴収額は約78億円となりました。コロナ禍を除き、ここ10年ほどキープしていた80億円台を下回る結果となりましたが、これはパッケージ時代に隆盛した貸レコードの徴収額が大幅に縮小しているためです。一方、徴収の基盤である放送等におけるレコード実演の徴収額については、微減傾向となっています。

世界的に動画配信サービスが普及する中、放送事業の市場規模は、かつて4兆円あった時期から3兆円後半まで下降しました。放送コンテンツを取り巻く環境は、ネット配信による番組の視聴が増加傾向にあり、大きな変化が生じています。

このような環境変化に対応すべく、これまで設置されていた「二次使用料委員会」、「貸レコード使用料委員会」は、「徴収業務委員会」として新たなスタートを迎えることになりました。徴収業務委員会の主な課題は、番組配信サービスにおいて重要な役割を持つレコード実演について、使用料水準を適正化することです。このような配信サービスは、放送とは利用態様が異なり、実演家の権利面においては支分権も異なります。大手民放テレビについては、TVerによる見逃し配信の著しい成長も踏まえた対価を求める必要があります。またNHKについては、放送法改正によりインターネット配信が必須業務化するため、放送の補完という位置づけから脱却した議論が必要となります。このような議論を深め、放送コンテンツの利活用促進に繋がれば、実演家等の権利者



と放送事業者とが、共存共栄の関係を構築していくものと考えられます。

また、著作権等管理事業者として、集中管理の推進を図ることも求められています。配信サービスなどを中心に、レコード実演の利用が見込まれる分野に対しても管理範囲の拡大を目指し、関係各所のご理解ご協力を得ながら取り組んでいきたいと思っております。

## 分配業務について



運営委員  
中道秀夫

商業用レコード二次使用料の分配において、ノンフィーチャード・アーティスト（以下NFA）の分配結果について検証を行いました。確認された課題を踏まえつつ、2025年度からの楽曲単位での分配に向けて、各団体一丸となって速やかに協議を進めていきたいと思っております。楽曲単位の分配への移行にあたっては、NFAデータの収集が重要な要素となります。これまでカタログ単位での収集に機能が限定されていたレコード制作管理表登録システム「CDRA」を、二次使用料の楽曲単位での収集にも対応する「CDRA2」としてシステムリニューアルを実施しました。楽曲単位の収集をより効率的に進めるためには、各団体の連携強化は必要不可欠であり、分配業務委員会の中でしっかり議論を重ねた上で、新たな運用ルールの構築を目指していきたいと思っております。

これまでCPRAのシステム化を担ってきたデータセンター推進委員会は、分配業務委員会に統合されることに



なりました。分配業務を円滑に行う上で、システムとデータはとても密接に関係していることから、より迅速かつ効果的に課題を解決していくことが可能になるのではないのでしょうか。また、各団体が利用している「権利者団体連携システムMAPS」を含め、システムを通じて、関係者間の利便性向上および作業効率化を図っていききたいと思っております。

## 海外徴収・分配について



運営委員  
中井秀範

海外団体との契約数は43カ国55団体となり、SCAPR（実演家権利管理団体協議会）が運用する実演家データベース（IPD）および作品データベース（VRDB）を利用した適正な徴収・分配を実施しています。この数年の海外分配額は約4億円で大きな変動こそありませんが、登録数が88法人となった海外エージェントへの分配額が約3割を占める傾向が続いています。一方の海外徴収額は、NFA分の徴収強化などに努めた結果、2023年度に初めて8000万円に達しました。海外でも日本の楽曲が聴かれる機会が増えつつあることから、今後もVRDBを活用した権利者不明楽曲の検索や、海外のフィンガープリント会社が保有するデータの精度に関する調査などにより、さらに徴収額増を目指してまいります。

交流連携業務としては、日本国内での実演家の権利拡大を目標に、EUを中心とした諸外国における法改正など最新状況の把握に努め、情報交換を積極的に行っています。また、音楽市場規模の大きい東南アジア地域をターゲットとした育成支援事業として2023年度より開始した「実演家の権利管理に関するアジア団体フォーラム」では、アジア全体の実演家の権利管理の底上げを目指して、各国のニーズに応じた支援を継続的に実施しています。あわせて、SCAPRの開発協力ワーキンググループやWIPO（世界知的所有権機関）、NORCODE（ノルウェー著作権開発協会）が主催する実務研修に講師として積極的に参加することで、可能な限り早期の徴収の実現を目指します。

# 韓国FKMPにおける取組について —オンデマンド配信における集中管理を中心に—

本年3月に芸団協CPRA職員が、韓国音楽実演家連合（FKMP）を訪問し、韓国著作権法の動向について現地調査を行った。

また、10月には、FKMPのイ・ジョンヒョン会長らが来日し、親交を深めたところである。そこで、韓国著作権法における実演家の権利と集中管理団体の現状も踏まえつつ、FKMPにおけるオンデマンド配信における集中管理の取組について紹介する。

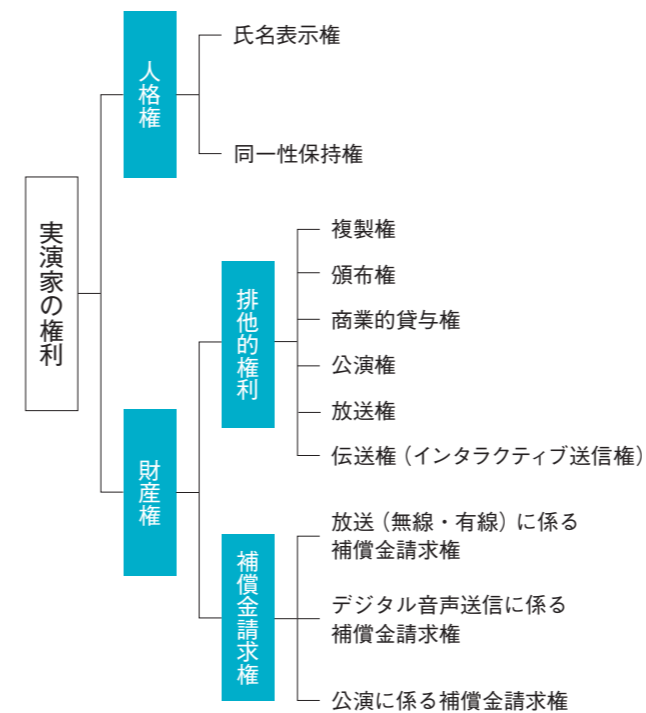
法制広報部 君塚陽介

（WPPT）に、2020年に北京条約にそれぞれ加盟している。

## 韓国著作権法の概要<sup>\*1</sup>

韓国では、1986年の著作権法全面改正により、著作隣接権制度が導入され、実演家の権利が認められた。1995年の「録音・録画権等」から「複製権」への改正<sup>\*2</sup>、2004年改正による伝送権の創設、2006年改正による実演家人格権の付与、2009年改正によるレコード公演補償金請求権の創設など数次の改正を経て、現行法における実演家の権利は、図1のとおりとなっている。

図1：韓国著作権法における実演家の権利



また、韓国は、著作隣接権に関する国際条約として、2008年にローマ条約及びWIPO実演・レコード条約

## 集中管理団体の現状

韓国著作権法では、著作権等の集中管理については、著作権信託管理事業による規制がある。著作権信託管理事業を行うためには、文化体育観光部長官から認可を受ける必要があり、現在、11団体が認可を受けている。

音楽著作権の集中管理団体には、韓国音楽著作権協会（KOMCA）がある。KOMCAは、1964年に設立され、1988年に著作権信託管理事業の認可を受け、音楽の著作物に係る公の実演権、放送権、伝送権および複製権の集中管理を行っている。また、2014年には、音楽著作権の集中管理団体として、共にする韓国音楽著作権協会（KOSCAP）も設立され、文化体育観光部長官から、著作権信託管理事業の認可を受けている。

レコード製作者の集中管理団体には、韓国レコード協会（RIAK）がある。RIAKは、2009年に商業用レコードの公演について補償金の受領団体として指定されていたが、著作権法違反や補償規程違反、管理能力の欠如により、文化体育観光部より補償金受領団体の指定の取消訴訟が提起され、2021年1月の最高裁判決により、指定が取り消された。RIAKによる補償金の徴収・分配は停止され、2021年4月からは、原盤権を有する芸能事務所組織される韓国芸能制作者協会（KEPA）が、新たな補償金の受領団体に指定され、徴収・分配業務を引き継いでいる<sup>\*3</sup>。

## FKMPの概要

韓国音楽実演家連合（FKMP）は、1988年に設立され、



2000年に文化観光部長官により、著作権信託管理事業の認可を受け、音楽実演家の著作隣接権を管理している。FKMPは、この著作権信託管理事業のほかに、1988年からは商業用レコードの放送について、2008年からはデジタル音声送信について、2009年からは商業用レコードの公演について補償金請求権の行使について<sup>※4</sup>、補償金受領団体として、補償金の徴収・分配を行っている。

2023年度、FKMPでは、総額約634億ウォン（約63億円<sup>※5</sup>）を徴収しており、うち約106億ウォン（約10億円）を補償金として韓国国内から徴収するほか、著作権信託管理事業に基づく使用料として約500億ウォン（約50億円）以上を徴収している。



FKMPの外観

## FKMPによる伝送権の管理

### ①伝送権の創設

デジタル技術とインターネット環境に対応するため2004年改正により、実演家は、その実演を伝送（インタラクティブ送信）する権利（伝送権）を有することとなった（韓国著作権法第74条）。「伝送（インタラクティブ送信）」とは、公衆送信のうち、公衆の構成員が、その選択した時間および場所において利用が可能となるような状態に置くことのほか、その後の送信も含むものとされ（韓国著作権法第2条第10号）、WIPO実演・レコード条約（WPPT）第10条に定める利用可能化権に位置付けられることになる。

### ②FKMPによる集中管理実務

FKMPでは、著作権信託管理事業者として、この実演家に係る伝送権を集中管理しており、FKMPが徴収する使用料の中でも多くの割合を占めている。FKMPが伝送権を集中管理するきっかけとなったのは、インターネット上における侵害複製物に対処する必要があったからという。

現在では、この伝送権に基づく使用料の徴収先は、ス

トリーミング／ダウンロードサービス（例、MeLoN、Genie、Vibe、YouTubeなど）、OTTサービス（例、ネットフリックス、YouTubeプレミアム、TVing、Wavveなど）、オンラインゲームなど多岐に亘っている。

これらの徴収先には、YouTubeといったユーザー・アップロード型サービスも含まれている。権利者は無許諾でアップロードされたコンテンツについて削除要請することが可能であるため、ユーザー・アップロード型サービスのプロバイダーが、本来アップロードする個々のユーザーが支払うべき使用料を支払うことになったという。

### 〔伝送権に基づく各権利者の使用料の算出方法〕

伝送権に基づく使用料の算出方法は、利害関係者など意見も聴取しつつ、市場状況なども考慮したうえで使用料規程を定め、文化体育観光部長官の承認を得る必要がある（韓国著作権法第105条第9項）。

実演家、著作者およびレコード製作者の各権利者の使用料の算出方法は、図2のとおりとなっている。

### 〔伝送権に基づく使用料の分配方法〕

FKMPでは、伝送権に基づく使用料の徴収分配に係る管理手数料の規程料率を20%以内と定め、2023年から2024年までの実施料率は12%となっている。

利用者から提出される利用報告とFKMPが有する会員情報や実演参加情報に係るデータベースとを照合させて、個人別分配額を算出している。個人別分配額の算出例は、次のとおりとなっている。

#### i) 特定期間における曲単価の算出例

例) 特定期間における分配対象額を全曲の利用回数で除し、曲単価を算出する。

$$\frac{925,000,000 \text{ (特定期間における分配対象額)}}{1,000,000,000 \text{ (特定期間における全曲の利用回数)}} = 0.925 \text{ ウォン (曲単価)}$$

#### ii) 対象楽曲に対する分配額の算出例

例) 特定期間において対象楽曲が90万回再生されている場合、曲単価に、対象楽曲の再生回数を乗じて、対象楽曲の分配額を算出する。

$$0.925 \text{ ウォン} \times 90 \text{ 万回再生} = 832,500 \text{ ウォン (対象楽曲の分配額)}$$

対象楽曲の実演参加情報が、メインアーティスト1名、バックミュージシャン5名の場合、対象楽曲の分配額から、図3のとおり個人別分配額を算出する。

## 諸外国における対価還元方策

各国の事情に応じて、オンデマンド・ストリーミングからの対価還元方策がとられている。例えば、フランスでは、2021年の法改正に基づき、2022年5月に実演家の

図2：伝送権に基づく各権利者の使用料の算出方法

区分	実演家	著作者	レコード製作者 <sup>※6</sup>
ストリーミング	1曲あたり	0.84ウォン	1.4ウォン
	月額	1曲あたり0.42ウォン又は売上の6.25%	1曲あたり0.7ウォン又は売上の10.5%
ダウンロード	1曲／アルバム	1曲あたり45.5ウォン又は売上の6.5%	1曲あたり77ウォン又は売上の11%
			6.16ウォン
			1曲あたり3.08ウォン又は売上の48.25%
			1曲あたり367.5ウォン又は売上の52.5%

図3：個人別分配額の算出方法例

区分	メインアーティスト	バックミュージシャン
部門配分率	60%	40%
分配額	499,500ウォン	333,000ウォン
部門内配分比率	1名	5名
個人別分配額	499,500ウォン	66,600ウォン

団体とレコード製作者の団体との間で、ストリーミング型音楽配信に関して実演家の最低報酬について合意している<sup>※7</sup>。また、ベルギーでは、2022年の法改正により、オンライン・コンテンツ共有サービスやストリーミング・サービスのプラットフォームにおける著作物や実演の利用について、著作者や実演家が公衆への伝達に係る排他的権利を譲渡した場合であっても、これらプラット

フォームに対する直接の報酬請求権を有し、この権利は集中管理団体にのみによって行使することができるとしている<sup>※8</sup>。

一方、韓国では、このような法改正によらず、FKMPの集中管理を通じてオンデマンド配信から実演家への対価還元を実現している状況にあると言えよう。

※1 2013年までの実演家の権利の状況については、張睿暎「韓国における実演家の権利と保護—現状と課題—」日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター編『実演家概論—権利の発展と未来への道』346頁以下（勁草書房、2013）参照。また、近時における韓国著作権法の概要については、片岡朋行「韓国著作権その他コンテンツ行政などの現況と日本との違い」コピ736頁以下（2022）がある。

※2 複製権に至る改正の経緯については、小島京古「実演家に『複製権』を一その期待と展望」コピ606号41頁以下（2011）参照

※3 令和5年度文化庁委託研究『商業用レコードの利用に係る権利に関する諸外国調査報告書』86頁（三菱UFJリサーチ&コンサルティング、2024年3月）

※4 韓国における商業用レコードの公演に係る報酬請求権については、張睿暎「韓国における実演家のレコード公演権を巡る近時の動向」CPRANews89号4頁以下（2018）など参照

※5 10ウォン=1円で換算

※6 レコード製作者に係る伝送権に基づく使用料額の算出方法は、RIAKが、レコード製作者に係る伝送権の著作権信託管理事業を行うにあたって、文化体育観光部から承認を得た使用料規程に基づくものである。しかしながら、実務上、レコード製作者が個別に利用許諾する場合はほとんどであり、その場合でも、使用料については、この使用料規程に基づく算出方法が基準として用いられているという。

※7 CPRAウェブサイト「フランスでストリーミング型音楽配信に関する実演家の報酬について歴史的な合意が成立」(https://www.cpra.jp/cpra\_article/article/000693.html) 参照

※8 CPRAウェブサイト「ベルギー：YouTubeやSpotify等での音楽や映像の利用について 著作者及び実演家に報酬請求権を付与」(https://www.cpra.jp/cpra\_article/article/000697.html) 参照

### 2022年 ベルギー法改正

CPRAウェブサイトでは、ベルギーのルーバン・カトリック大学名誉教授であり、ALAI（国際著作権法学会）会長も務めるフランク・ゴッツェン先生の「The Belgian approach to direct remuneration of authors and performers in the case of transmission via digital platforms（デジタル・プラットフォームを通じた送信における著作者および実演家の直接の報酬請求権

に関するベルギーのアプローチ）」(RIDA276号（2023年4月）)の翻訳を、ゴッツェン先生の許諾を得て掲載している。同稿では、ベルギーにおける、プラットフォームに対する直接の報酬請求権の成立経緯から、比較法やEU指令との関係まで述べられている。





# EUにおけるAI法について

EU（欧州連合）において、2024年5月21日に「AI法」が成立し<sup>※1</sup>、7月12日付のEU官報において公布され<sup>※2</sup>、8月1日に発効した。AI法は、世界ではじめて、包括的にAI（Artificial Intelligence）を規制するものとして注目を集めている。そこで、AI法における「ディープ・フェイク」や著作権に関する箇所を中心に紹介する。

## AI法の性格

AI法は、「規制（Regulation）」の形式を採っている<sup>※3</sup>。EUにおける著作権分野で多く見られる「指令（Directive）」が<sup>※4</sup>、EU加盟国に対して達成すべき結果を示し、国内法化が必要であるのに対して、「規則」は、EU加盟国における国内法化は必要とせず、直接適用され、拘束力を有することになり、EU域内での統一なルールを形成することが可能となる。

AI法は、2021年4月に欧州委員会が法案を提案し、2023年6月に欧州議会による議会案が採択された後、欧州委員会、欧州議会およびEU理事会による三者協議などを経て、2024年3月に欧州議会による最終案の承認の後、同年5月のEU理事会による承認により成立した。AI法は、規制内容に応じて、段階的に適用される予定だ。

AI法は、EU域内の市場にAIシステムを流通させたり、AIシステムにより生み出された成果（アウトプット）がEU域内で使用される場合に適用されるため（第2条）、日本企業にもAI法が適用される可能性がある。

## AI法の概要

AI法は「域内市場の機能を向上させ、人間が主体となり、かつ、信頼

できる人工知能（AI）の採用を促進するとともに、欧州連合においてAIシステムによってもたらされる有害な影響に対して、民主主義、法の支配および環境保護を含むEU基本権憲章に定められた健康、安全、基本権について高いレベルでの保護を確保し、技術革新を支援する」ことを目的としている（第1条）。

この目的を実現するために、AI法では、社会に対して損害を及ぼすリスクが高くなればなるほど、より厳しい規制を及ぼす仕組みを有している（リスク・ベース・アプローチ）。また、このリスク・ベース・アプローチに応じた分類とは独立して、一般目的AIモデル（General Purpose AI Model）を分類している。

### (1) リスク・ベース・アプローチに基づく四つの分類

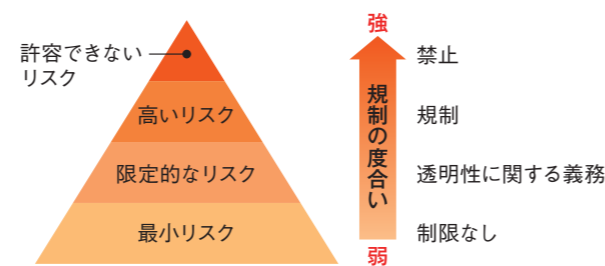
リスク・ベース・アプローチに基づいて社会に対して有害な影響を及ぼすリスクの高い順に「許容できないリスク」、「高いリスク」、「限定的なリスク」および「最小リスク」の四つに分類している（図参照）。このリスクに応じた分類にしたがった義務違反に対して制裁金が科されることになる。

許容できないリスクを伴うAIシステムには、例えば、未成年者に危

険な行動をとらせるようとするボイス・アシスタントを用いた玩具のように人間の自由な意思を回避させて、その行動を操作するようなAIシステムなどが挙げられ<sup>※5</sup>、このようなAIシステムは禁止される。また、高いリスクを伴うAIシステムには、例えば、従業員の採用や金銭の貸し付けにあたって信用審査などを行うAIシステム、自律的なロボットを動作させるAIシステムなどが挙げられており<sup>※6</sup>、このようなAIシステムについては、厳格な技術的要件が求められるほか、各種の義務を遵守する必要がある。

限定的なリスクを伴うAIシステムには、透明性に関する義務が課されることになる。人物など現実世界の実態に酷似したコンテンツ（ディープ・フェイク<sup>※7</sup>）を生成するAIシステムが、この例として挙げられている<sup>※8</sup>。この提供事業者に対しては、AIにより生成されたものであることを機械的に判読可能な方法で表示し、検知することが可能となるようにし

図：リスク・ベース・アプローチのイメージ



法制広報部 君塚陽介

なければならないほか（50条2項）、AI利用者に対しても、当該コンテンツが、AIにより生成されたものであることを開示しなければならないとしている（50条4項）。AIを用いて、あたかも真実であるかのように見せるディープ・フェイクを、社会に対して有害な影響を及ぼすリスクという観点から、規制しているものと位置付けることができる。

### (2) 一般目的AIモデル

2021年4月の欧州委員会による提案では、リスク・ベース・アプローチによる四つの分類しか設けられていなかったが、ChatGPTに代表される生成AIの普及を受け、2023年6月の欧州議会による議会案に一般目的AIモデルの定義が加えられ、特有の規定が設けられることになった。AIモデルは、AIシステムの重要な構成要素ではあるが、AIモデルが、AIシステムとなるためには、例えばユーザー・インターフェイスなど更なる構成要素を追加する必要がある、AIモデルは通常、AIシステムに統合され、その一部を構成すると位置付けられている（前文97）<sup>※9</sup>。幅広い作業を容易に順応させることができる、文書、音声、画像又は映像などコンテンツの柔軟な生成を可能にする生成AIが、この一般目的AIモデルの典型例とされる（前文99）。

このような一般目的AIモデルの提供事業者には、①デジタル単一市場

における著作権指令（DSM指令）4条3項に定める権利の留保を特定し、尊重するために、最先端技術によるものも含め、EU著作権法および関連法を尊重する方針を導入すること（53条1項（c））、および②AIオフィス<sup>※10</sup>が定めるテンプレートにしたがって、一般目的AIモデルの学習に使用されたコンテンツに関する十分かつ詳細な要約を作成し、公開すること（53条1項（d））などの義務が課されている。

DSM指令4条1項では、テキストおよびデータ・マイニング（情報解析）のために、適法にアクセスできる著作物およびその他対象物に係る複製権などに対する権利制限を定め、同条3項では、オンラインで提供されている著作物等については、権利者が機械により読み取り可能な方法で明示的に留保している場合（オプトアウトしている場合）には、権利制限の対象にならないとしている。そこで、53条1項（c）では、DSM指令におけるオプトアウトの権利を尊重し、一般目的AIモデルの提供事業者には義務を課すことによって、DSM指令に基づくEU加盟国法により定められたオプトアウトの実効性を確保しているものと位置付けられる。

また、53条1項（d）では、著作権法により保護される文書やデータを含む、一般目的AIモデルの学習に使用されたデータに関する透明性を高

め、著作権者など正当な利益を有する利害関係者に対して、EU法に基づく権利を行使し、エンフォースメントすることを促すために、一般目的AIモデルの学習に使用されたコンテンツに関する要約の公開義務を提供事業者に課している（前文107）。

## 結びに代えて

著作権法は、著作権や著作隣接権といった私権を保護するものである一方、AI法は、このような私権を付与するものではなく、AIの関係者に対して義務を課し、規制するものであり、異なる種類の法を融合させたものと言われている<sup>※11</sup>。私人間に適用される、いわば「ヨコ」の関係を規律する著作権法とは異なり、AI法は、「タテ」の関係によりAIを規制しているものと言え換えることができるだろう。

日本では、このようなAIに対する規制は、2024年4月に総務省および経済産業省により策定された『AI事業者ガイドライン』といったソフトウェアの形で存在するものの、現時点では、ハードローとしての法規制は存在せず、議論が続けられている状況にある。

EUが定めた規制（ルール）が、グローバルな市場を規制する「ブリュッセル効果」が言われているが<sup>※12</sup>、AI法の動向や運用には、引き続き注視する必要があるだろう。

※1 REGULATION (EU) 2024/1689 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 June 2024 laying down harmonised rules on artificial intelligence and amending Regulations (EU) No 300/2008, (EU) No 167/2013, (EU) No 168/2013, (EU) 2018/858, (EU) 2018/1139 and (EU) 2019/2144 and Directives 2014/90/EU, (EU) 2016/797 and (EU) 2020/1828 (Artificial Intelligence Act)  
※2 [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L\\_202401689](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401689)  
※3 厳密には「AI規則」が正確であるが、本稿では「AI法」と表記する。  
※4 例えば、2019年のデジタル単一市場における著作権指令、2001年の情報社会指令、1992年の貸与権指令などがある。  
※5 2024年8月1日付欧州委員会プレスリリース“European Artificial Intelligence Act comes into force” ([https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_24\\_4123](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_4123))  
※6 前掲注5) 欧州委員会プレスリリース

※7 「ディープ・フェイク」は「現存の人物、対象物、場所、実在物又は出来事に類似し、真正又は真実であるかのように人に見せる画像、音声又は映像コンテンツ」と定義されている（3条60号）。  
※8 中崎尚『生成AI法務・ガバナンスー未来を形作る規範』316頁（商事法務、2024）  
※9 白石和泰=古西桜子=牧昂平「欧州連合（EU）AI法のポイント解説」ビジネス法務24巻10号114頁（2024）  
※10 AI法を履行するために、欧州委員会内に設置される機関で、2024年6月に立ち上げられた。欧州委員会AIオフィスのウェブサイト (<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/ai-office>) 参照。  
※11 Alexander Peukert "Copyright in Artificial Intelligence Act-A Primer" GRUR International, Volume 73, Issue 6, June 2024, 498  
※12 「ブリュッセル効果」については、アニュ・ブラッドフォード（庄司克宏訳）『ブリュッセル効果 EUの覇権戦略一いかに世界を支配しているのか』（白水社、2022）参照。

## 文化庁「海賊版対策事業」に協力

今夏、文化庁「令和6年度 海賊版対策事業（日越著作権協力事業）」として、ベトナム政府団の訪日研修が行われた。7月22日には芸能花伝舎を会場に、日本レコード協会、映像コンテンツ権利処理機構（aRma）、芸団協CPRAがそれぞれ業務に関するレクチャーを行った。芸団協CPRAからは、小島京古 海外業務部長が登壇し、実務の話のみならず、近年とくに力を入れているアジア地域の実演家権利管理団体同士との連携強化にも言及。ベトナム政府団からも、ベトナムの実演家権利管理団体の成長に向けて、政府としてもサポートしていきたいとの発言があった。

また、芸団協CPRAでは、昨年度よりアジアの実演家権利管理団体が一堂に集う「実演家の権利管理に関するアジア団体フォーラム」に取り組んでおり、2024年度は11月にベトナムで開催している。



## 韓国からFKMP会長らが来訪

10月16日に、韓国の実演家権利管理団体である韓国音楽実演家連合（FKMP）から、イ・ジョンヒョン会長、イ・サンヨン・デーブ国際部長が芸団協CPRAに来訪した。

まず、中井秀範CPRA運営委員長との昼食会を開催。その後、小島京古海外業務部長、君塚陽介法制広報部長および野村光隆徴収業務部長から、改めて芸団協CPRAを紹介した後、

日本の著作権法における実演家の権利の概要、インターネットにおける実演利用に関する集中管理範囲の拡大やレコード演奏・伝達権の創設など日本における実演家の権利をめぐる



左から、イ・ジョンヒョン会長、中井秀範CPRA運営委員長、イ・サンヨン・デーブ国際部長

諸課題について説明した。これらを受けて、FKMPの取組の説明も交えながら意見交換を行った（FKMPの取組についてはp7の特集記事もご参照ください）。また、今後のFKMPとCPRAとの協力体制の在り方についても意見交換が行われた。

今年3月には、芸団協CPRA職員が、韓国著作権法の現状について調査するために韓国を訪れ、FKMPも訪問したところである。今後も、両団体の親交を深めていきたい。

## フリーランス法対策セミナーを実施

芸団協では、2024年11月1日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス法）が施行されることを受けて、宇賀神崇弁護士を講師に迎え、芸団協正・賛助会員向けにオンラインセミナーを実施した。個人で活動する実演家等および発注者となりうる事業者を対象に、第1回（9月27日）は法律の概要を解説、第2回（10月24日）は発注者側としての注意点を中心に解説。両日とも70名ほどの参加があり、関心の高さがうかがえた。

CPRA NEWS REVIEW VOL.7 通巻7号 2024年11月29日発行

発行/実演家著作隣接権センター 編集/芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオプラン、リムラムデザイン 表紙イラストレーション/hermippe

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会  
実演家著作隣接権センター（CPRA）

〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F  
TEL. 03-5353-6600（代表） FAX. 03-5353-6614  
<https://www.cpra.jp>

CPRAサイトの更新情報等をメールニュースでお伝えしています。  
メールニュース配信を希望される場合は、CPRAサイトよりお申し込みください。

